特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険の資格・給付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
萩市は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名
山口県萩市長

公表日
令和7年9月25日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、以下の事務を行う。 ①資格確認書、資格情報のお知らせ等の発行 ②高齢受給者証の発行 ③特定疾病受領証の発行 ④限度額適用・標準負担額減額認定証の発行 ⑤診療報酬情報管理及び国保療養費の給付 ⑥高額療養費の計算及び給付 ⑦出産育児一時金の給付 ⑧葬祭費の給付 ⑨食事差額等の給付 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険給付システム、団体内統合宛名システム、国民健康保険給付システム、口座管理システム、国保都道府県集約システム、国保総合システムおよび国保情報集約システム（※） ※国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名
1. 資格異動ファイル　2. 緩和措置異動情報ファイル　3. 国保資格取得喪失年月日連携ファイル　4. レセプト情報ファイル　5. 高額療養費支給情報ファイル　6. 国保療養費支給情報ファイル　7. 出産育児一時金情報ファイル　8. 葬祭費支給情報ファイル　9. 食事差額療養費情報ファイル　10. 口座情報ファイル　11. 高額該当引継情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表　項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び主務条例第2条の表 （主務条例第2条の表における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項） ・第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、5、6、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131の項） ・第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（27、38、126、137、141、158の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（69、70の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49，53条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部市民課 電話：0838-25-3147　fax：0838-25-3225 E-mail：simin@city.hagi.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部市民課 電話：0838-25-3147　fax：0838-25-3225 E-mail：simin@city.hagi.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の入手の際は、窓口において本人確認書類による本人確認を厳格に行った上で行っている。 ・申請者から提供を受けた個人番号が記載された書類は、課内の特定の場所で、管理・保管し、漏洩対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)等を踏まえ、リスク管理、不正アクセスに対する対応策などを学ぶ機会を設けており、不正使用に対するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変	事後	
平成29年6月20日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②	国民健康保険給付システム、統合宛名システム、総合案内システム、総合照会システム、総	国民健康保険給付システム、団体内統合宛名システム、国保都道府県集約システム、国保情	事前	
平成29年6月20日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	1．資格異動ファイル　2．緩和措置異動情報ファイル　3．宛名基本ファイル	1．資格異動ファイル　2．緩和措置異動情報ファイル　3．国保資格取得喪失年月日連携	事前	
平成29年8月4日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属	市民課長　阿武　守	市民課長　廣石　泰則	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	市民部市民課	市民生活部市民課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地	事後	
平成30年5月21日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属	市民課長　廣石　泰則	市民課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	（新規）	評価書のとおり	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　①	国民健康保険の資格に関する事務	国民健康保険の資格・給付に関する事務	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、以下の事務を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③	国民健康保険給付システム、団体内統合宛名システム、国保都道府県集約システム、国保情	国民健康保険給付システム、団体内統合宛名システム、国民健康保険給付システム、口座管	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	1．資格異動ファイル　2．緩和措置異動情報ファイル　3．国保資格取得喪失年月日連携	1．資格異動ファイル　2．緩和措置異動情報ファイル　3．国保資格取得喪失年月日連携	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報　情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号　別表第二	番号法第19条第7号　別表第二	事後	
			（別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のう		
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　①部署	市民生活部市民課	市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	萩市市民生活部市民課	萩市市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する	萩市市民生活部市民課	萩市市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和6年4月5日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月5日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月2日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②	被保険者証、短期被保険者証	資格確認書、資格情報のお知らせ等	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	第9条第1項　別表第一　30の項	第9条第1項　別表　44の項	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	別表第1　項番30	別表　項番44	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第8号　別表第二	番号法第19条第8号及び主務条例第2条の表	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項）	（別表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（44の項）	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項）	第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、23、24、26、35、43、44、59、61、85、94、95、100の項）	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106、120の項）	第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（27、38．、126、137、、141、158の項）	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（42、43の項）	（別表における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（69、70の項）	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	fax：0838-25-3591	fax：0838-25-3225	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する	fax：0838-25-3591	fax：0838-25-3225	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業	（追記）	評価書のとおり	事後	
令和7年9月1日	Ⅳリスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	（追記）	評価書のとおり	事後	